

委員長、副委員長の選出について

1 委員長、副委員長について

大垣市多文化共生推進会議規則第4条の規定に基づき、委員長及び副委員長を選任する。

大垣市多文化共生推進会議規則（抜粋）

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

2 新旧委員長・副委員長

役職 （任期）	新 （R8.6.1～R13.5.31）	前回 （R6.7.23～R8.3.31）
委員長		藤井 えりの
副委員長		臼井 千里